
定期預金取引規定集

譲渡性預金規定集

飯田信用金庫

(令和2年4月)

このたびは飯田信用金庫にお預け入れいただき、誠にありがとうございます。

お預け入れいただきました定期預金は、本規定集に記載した共通規定およびその種類に応じた規定により、お取扱いさせていただきますので、ご一読くださいますようお願い申し上げます。

1. 定期預金共通規定	P 1
2. 自由金利型定期預金 (M型) 単利型 (スーパー定期) 規定	P 9
3. 自由金利型定期預金 (M型) 複利型 (スーパー定期) 規定	P 11
4. 自動継続自由金利型定期預金 (M型) 単利型 (スーパー定期) 規定	P 13
5. 自動継続自由金利型定期預金 (M型) 複利型 (スーパー定期) 規定	P 16
6. 自由金利型定期預金規定	P 18
7. 自動継続自由金利型定期預金規定	P 20
8. 変動金利定期預金 単利型 規定	P 22
9. 変動金利定期預金 複利型 規定	P 24
10. 自動継続変動金利定期預金 単利型 規定	P 26
11. 自動継続変動金利定期預金 複利型 規定	P 28
12. 自動継続期日指定定期預金規定	P 30
13. 譲渡性預金規定	P 32

定期預金共通規定

1. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、満期日前に解約できません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書(以下「通帳等」という。)とともに取引店(以下「当店」といいます。)に提出してください。
- (3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに当店で提出してください。
- (4) 前2項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金の解約、書替継続手續を行うことについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示および確認するための手續等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約、書替継続の手續を行いません。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が後記第10条第1項に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または第3条第1項もしくは同第2項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
 - ⑤ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥ 第3条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合
- (6) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - ① 預金者または代理人が、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前AからEに準ずる者
- G. 前AからFに該当する者（以下これらを「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有すること
- H. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- I. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- J. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- K. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第1条第5項、ならびに第1条第6項第1号、第2号AからKおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第1条第5項、または第1条第6項第1号、第2号AからKもしくは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。

3. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、預金者の情報等および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することがあります。

- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住する預金者は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を、当金庫の指定する方法によって届出てください。当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過したときには、当金庫は、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 第1項の各種確認や資料提出の求めに対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、当金庫は、払戻し等の本規定にもとづく預金取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前3項のいずれかの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。
4. (証券類の受入れ)
- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書によるものは証書と引換えに、通帳によるものは当該受入の記帳を取消したうえ、当店で返却します。
5. (届出事項の変更、通帳、証書の再発行等)
- (1) 個人のこの預金の取引において、通帳、証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 個人以外のこの預金の取引において、通帳、証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) 通帳、証書または印章を失った場合のこの預金の払戻し、元利金の支払い、解約または通帳、証書の再発行は当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (5) 通帳、証書を再発行する場合には、当金庫の「手数料一覧」に示す手数料をいただく場合があります。
- (6) 預金口座の開設等の際には、当金庫は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。
6. (通知等)
- 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまた到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

なお、個人のこの預金の取引において、預金者は、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な払戻しまたは解約による払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

9. (盗難通帳、証書を用いた払戻しまたは解約による払戻し等)

- (1) 個人のこの預金の取引において、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な払戻しまたは解約による払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

① 通帳、証書の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

② 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること

③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当金庫が証明し

た場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳、証書が盗取された日（通帳、証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日または不正な解約による払戻しが行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。

①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②通帳、証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随して行われたこと

(5)当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7)当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳、証書を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約による払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

(1)この預金および通帳等は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は当金庫所定の払戻請求書に届

出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。)

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)

③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限り。)

(a)公告の対象となる預金であるかの該当性

(b)預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④預金者等からの申し出にもとづく通帳および証書の発行(再発行含む)、記帳(記帳する取引がない場合を除く)があったこと

⑤預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容の変更があったこと

(a)方式変更(通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更)

(b)次に掲げる注意コードの設定・解除

1. 口座単位の注意コード（紛失・盗難等）の設定

預金者等の申出により、預金者の本人確認がなされたうえでの注意コードの設定に限る。緊急的に電話等での申出などで設定する場合（預金者の本人確認未済）は除く。

2. 口座単位の注意コード（紛失・盗難等）の解除

預金者等の申出により、預金者の本人確認がなされたうえでの注意コードの解除に限る。

(c)自動継続型の定期預金のみ発生する「総合口座への組入・組入の解除（平成31年3月1日以降のものに限る）」

13.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

(1)この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①第12条に掲げる異動が最後であった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2)第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日

(a)第12条に掲げる異動事由

(b)当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと／当該支払停止が解除された日

④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日

⑤法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当金庫が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）／当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

14. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するもの

15. (規定の変更等)

- ① 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- ② 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

自由金利型定期預金（M型）単利型 規定（スーパー定期）

1. （預金契約の成立）

当該取引に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

2. （預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）単利型（以下「この預金」という。）は、通帳または証書（以下「通帳等」という。）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳等記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳等記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

B. 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型1年定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫の店頭に掲示する利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日から解約日の前日までの日数

および下表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、上記3.の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として通帳への記載、預金証書の発行をしないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに提出してください。

約定期入期間 解約日までの預入期間	約 定 預 入 期 間			
	1か月以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年
6か月未満	解約日における普通預金の利率			
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上3年6か月未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
3年6か月以上4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
4年以上4年6か月未満			約定利率×90%	約定利率×90%
4年6か月以上5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%

注) 1. 小数点第4位以下切捨て。 注) 2. 算出された中途解約利率 ≤ 普通預金の利率のときは普通預金利率を適用する。 以 上

自由金利型定期預金（M型）複利型 規定（スーパー定期）

1. （預金契約の成立）

当該取引に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

2. （預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）複利型（以下「この預金」という。）は、通帳または証書（以下「通帳等」という。）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳等記載の利率（以下「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および下表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

約定期間 解約日までの預入期間	約 定 預 入 期 間		
	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年
6か月未満	解約日における普通預金の利率		
6か月以上 1年未満	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上 1年6か月未満	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6か月以上 2年未満	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上 2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6か月以上 3年未満	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上 3年6か月未満	約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
3年6か月以上 4年未満	約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
4年以上 4年6か月未満		約定利率×90%	約定利率×90%
4年6か月以上 5年未満		約定利率×90%	約定利率×90%

注) 1. 小数点第4位以下切捨て。 注) 2. 算出された中途解約利率 ≤ 普通預金の利率のときは普通預金利率を適用する。

以 上

自動継続自由金利型定期預金（M型）単利型 規定（スーパー定期）

1. （預金契約の成立）

当該取引に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

2. （自動継続）

(1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）単利型（以下「この預金」という。）は、通帳または証書（以下「通帳等」という。）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳等記載の利率（継続後の預金については上記2. (2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳等記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、

満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型1年定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫の店頭に掲示する利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに提出してください。

(3)継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4)当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ）から解約日の前日までの日数および下表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4.（中間利息定期預金）

(1)中間利息定期預金の利息については、上記3.の規定を準用します。

(2)中間利息定期預金については、原則として通帳への記載、預金証書の発行をしないこととし、次により取扱います。

①中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに提出してください。

③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに提出してく

ださい。

(3) 中間利息定期預金の通帳等を発行した場合には、この預金の継続にあたり、上記3.(2)②Bの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

約定期入期間 解約日までの預入期間	約 定 預 入 期 間			
	1か月以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年
6か月未満	解約日における普通預金の利率			
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6か月以上3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上3年6か月未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
3年6か月以上4年未満		約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
4年以上4年6か月未満			約定利率×90%	約定利率×90%
4年6か月以上5年未満			約定利率×90%	約定利率×90%

注) 1. 小数点第4位以下切捨て。 注) 2. 算出された中途解約利率 ≤ 普通預金の利率のときは普通預金利率を適用する。

以 上

自動継続自由金利型定期預金（M型） 複利型 規定（スーパー定期）

1. （預金契約の成立）

当該取引に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

2. （自動継続）

(1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）複利型（以下「この預金」という。）は、通帳または証書（以下「通帳等」という。）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. （利息）

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳等記載の利率（継続後の預金については上記2. (2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ）から解約日の前日までの日数および下表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

約定期間 解約日までの預入期間	約 定 預 入 期 間		
	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年
6か月未満	解約日における普通預金の利率		
6か月以上 1年未満	約定利率×40%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上 1年6か月未満	約定利率×50%	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6か月以上 2年未満	約定利率×60%	約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上 2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×60%
2年6か月以上 3年未満	約定利率×90%	約定利率×80%	約定利率×70%
3年以上 3年6か月未満	約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
3年6か月以上 4年未満	約定利率×90%	約定利率×90%	約定利率×80%
4年以上 4年6か月未満		約定利率×90%	約定利率×90%
4年6か月以上 5年未満		約定利率×90%	約定利率×90%

注) 1. 小数点第4位以下切捨て。 注) 2. 算出された中途解約利率 ≤ 普通預金の利率のときは普通預金利率を適用する。

以 上

自由金利型定期預金規定

1. (預金契約の成立)

当該取引に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

2. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金(以下「この預金」という。)は、通帳または証書(以下「通帳等」という。)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および通帳等記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳等記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」という。)を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」という。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)および下表の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

約定期間 解約日までの預入期間	約 定 預 入 期 間				
	1か月以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年
6か月未満	解約日における普通預金の利率				
6か月以上 1年未満	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上 1年6か月未満	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年6か月以上 2年未満	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%
2年以上 2年6か月未満		約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×20%
2年6か月以上 3年未満		約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
3年以上 3年6か月未満			約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%
3年6か月以上 4年未満			約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×40%
4年以上 5年未満				約定利率×60%	約定利率×50%

注) 1. 小数点第4位以下切捨て。

注) 2. 算出された中途解約利率 ≤ 普通預金の利率のときは普通預金利率を適用する。

以 上

自動継続自由金利型定期預金規定

1. (預金契約の成立)

当該取引に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

2. (自動継続)

(1)自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」という。）は、通帳または証書（以下「通帳等」という。）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳等記載の利率（継続後の預金については上記2. (2)の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳等記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。

(2)この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。

また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するかまたは満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに提出してください。

(3)継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4)当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）および下表の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

(5)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

約定期間 解約日までの預入期間	約 定 預 入 期 間				
	1か月以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満	5年
6か月未満	解約日における普通預金の利率				
6か月以上 1年未満	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年以上 1年6か月未満	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年6か月以上 2年未満	約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%
2年以上 2年6か月未満		約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×20%
2年6か月以上 3年未満		約定利率×60%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%
3年以上 3年6か月未満			約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%
3年6か月以上 4年未満			約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×40%
4年以上 5年未満				約定利率×60%	約定利率×50%

注) 1. 小数点第4位以下切捨て。

注) 2. 算出された中途解約利率 ≤ 普通預金の利率のときは普通預金利率を適用する。

以 上

変動金利定期預金 単利型 規定

1. (預金契約の成立)

当該取引に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

2. (預金の支払時期)

変動金利定期預金単利型（以下「この預金」という。）は、通帳または証書（以下「通帳等」という。）記載の満期日以後に支払います。

3. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、当金庫所定の基準となる店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入時の利率（上記3.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）を基準に計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および下表次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

約定期間 解約日までの預入期間	約 定 預 入 期 間	
	1年以上3年未満	3年
6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上 1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%
1年6か月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%
2年以上 2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%
2年6か月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%

注) 1. 小数点第4位以下切捨て。 注) 2. 算出された中途解約利率 ≤ 普通預金の利率のときは普通預金利率を適用する。

以 上

変動金利定期預金 複利型 規定

1. (預金契約の成立)

当該取引に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

2. (預金の支払時期)

変動金利定期預金複利型（以下「この預金」という。）は、通帳または証書（以下「通帳等」という。）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、当金庫所定の基準となる店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入時の利率（上記3.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これをそれぞれ「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および下表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

解約日までの預入期間	
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上 1年未満	約定利率×40%
1年以上 1年6か月未満	約定利率×50%
1年6か月以上 2年未満	約定利率×60%
2年以上 2年6か月未満	約定利率×70%
2年6か月以上 3年未満	約定利率×90%

注) 1. 小数点第4位以下切捨て。 注) 2. 算出された中途解約利率 \leq 普通預金の利率のときは普通預金利率を適用する。

以 上

自動継続変動金利定期預金 単利型 規定

1. (預金契約の成立)

当該取引に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

2. (自動継続)

(1)自動継続変動金利定期預金単利型（以下「この預金」という。）は、通帳または証書（以下「通帳等」という。）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、当金庫所定の基準となる店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。3. および4. (1)において同じ）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、当金庫所定の基準となる店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入時の利率（上記3. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記2. (2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）を基準に計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」という。）および中間利払利率（約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した

金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日にあらかじめ指定された口座に入金して継続します。

③利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに提出してください。

(2)継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除く）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3)当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

①預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および下表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」という。）を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

(4)この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

約定期間 解約日までの預入期間	約 定 預 入 期 間	
	1年以上3年未満	3年
6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%
1年以上 1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%
1年6か月以上 2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%
2年以上 2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%
2年6か月以上 3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%

注) 1. 小数点第4位以下切捨て。 注) 2. 算出された中途解約利率 ≤ 普通預金の利率のときは普通預金利率を適用する。

以 上

自動継続変動金利定期預金 複利型 規定

1. (預金契約の成立)

当該取引に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

2. (自動継続)

(1)自動継続変動金利定期預金複利型（以下「この預金」という。）は、通帳または証書（以下「通帳等」という。）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、当金庫所定の基準となる店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。3. および4. (1)において同じ）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、当金庫所定の基準となる店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (利息)

(1)この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および預入時の利率（上記3. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については上記2. (2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」という。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに提出してください。

(2)継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ）から解約日の前日までの日数および下表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

解約日までの預入期間	
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上1年未満	約定利率×40%
1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
2年6か月以上3年未満	約定利率×90%

注) 1. 小数点第4位以下切捨て。注) 2. 算出された中途解約利率 \leq 普通預金の利率のときは普通預金利率を適用する。

以 上

自動継続期日指定定期預金規定

1. (預金契約の成立)

当該取引に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

2. (自動継続)

(1)自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」という。）は、通帳または証書（以下「通帳等」という。）記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の店頭に掲示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

3. (預金の支払時期等)

(1)この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

①満期日の指定があったときは、指定された日を満期とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳等記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

②継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含む。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定のないときも同様とします。

(2)指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

(3)継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

4. (利息)

(1)この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。

① 1年以上2年未満……………通帳等記載の「2年未満」の利率

② 2年以上……………通帳等記載の「2年以上」の利率

(以下「2年以上利率」という。)

(2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

(3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金しまたは元金に組入れます。

(4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について下表の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

解約日までの預入期間	
6か月未満	解約日における普通預金の利率
6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%

注) 1. 小数点第4位以下切捨て。 注) 2. 算出された中途解約利率 ≤ 普通預金の利率のときは普通預金利率を適用する。

以 上

譲渡性預金規定

1. (預金契約の成立)

当該取引に係る契約は、当金庫がお客さまからこの規定の取引に係る当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに成立するものとします。

2. (預金の支払時期)

この預金は、表面に記載の満期日以後に支払います。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および表面に記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、満期日を預入日の2年後の応当日とした場合には、預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）を基準として、次により取扱います。

① 預入日か中間利払日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息（以下「中間払利息」という。）を、中間利払日以後に支払います。

なお、中間払利息を請求する場合には、当金庫所定の譲渡性預金中間払利息支払請求書（以下「中間払利息請求書」という）に、届出の印章により記名押印して、この証書とともに表面に記載の取引店に提出してください。

② 中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した利息を、満期日以後に、この預金とともに支払います。

(2) この預金の譲渡があった場合には、この預金の利息は、最終の譲受人に支払います。ただし、中間払利息は、支払請求時の譲受人に支払います。

(3) この預金には、満期日以後は利息を付けません。

(4) この預金の付利単位は1,000万円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (譲渡)

(1) この預金は、利息（未払の中間払利息を含む。）とともにのみ譲渡することができます。その元金の一部を譲渡することはできません。

(2) この預金の譲渡に関する手続きは次によるものとします。

① 当金庫所定の譲渡通知書に、譲渡人が届出の印章により記名押印するとともに譲受人が記名押印したうえ、確定日付を付し、遅滞なく、この証書とともに表面に記載の取引店に提出してください。

なお、この譲渡通知書に押印された譲受人の印影は、譲受後のこの預金の届出印鑑とします。

② 当金庫は、提出されたこの証書に譲渡についての確認印を押印したうえ返却します。

- (3) この預金は、定期預金共通規定の第1条第5項および第1条第6項の各号の一にでも該当する場合には、譲渡することができないものとします。
また、定期預金共通規定の第1条第5項および第1条第6項の各号の一にでも該当し、この預金取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は、この預金の譲渡を認めず、この証書に譲渡についての確認印の押印をお断りすることが出来るものとします。
ただし、預金者または譲渡人が、譲渡の相手方が定期預金共通規定第1条第6項第2号または第3号の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったとき、ならびに、譲渡人が、預金者または譲渡人が定期預金共通規定第1条第6項第2号または第3号の各号に該当することを知らなかったことにつき重大な過失がなかったときは、この限りではありません。
- (4) この預金を質入れする場合には、前3項が準用されるものとします。
5. (預金の解約)
- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を満期日以後に解約するときは、下記の受取欄に届出の印章により記名押印して表面に記載の取引店に提出してください。
6. (届出事項の変更、証書の再発行等)
- (1) この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって表面に記載の取引店に届出てください。
この届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) この証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
7. (印鑑照合)
- この証書、中間払利息請求書、譲渡通知書、諸届その他の書類に使用された印影を届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。
8. (譲受人に対する規定の適用)
- この規定は、この預金の譲受人についても通用されるものとし、その後の譲受人についても同様とします。
9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) 第5条にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入等の債務と相殺することができます。なお、この預金に、預金者（この預金の譲受人も含まれます。以下、本条において同じ。）の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)～(5)は通知預金規定の条文に同じ。

10. (規定の変更等)

(1)本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上